

別添

## 令和3年度「子どもの人権SOSミニレター」事業実施要領

法務省人権擁護局  
全国人権擁護委員連合会

### 1 目的

学校におけるいじめや児童・生徒に対する暴行・虐待など子どもをめぐる人権問題は、近年大きな社会問題となっている。

法務省の人権擁護機関では、このような子どもの人権問題への対応策として、令和3年度も、封筒（料金受取人払の処理を施したもの）と便箋を一体化した「子どもの人権SOSミニレター」（以下「ミニレター」という。）を全国の小・中学校等の児童・生徒に配布する。

本事業は、身近な人にも相談できずにいる子どもたちの悩みごとや救済を求める意思などを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たるとともに、法務省の人権擁護機関の相談窓口等（ミニレターによる相談のほか、電話やインターネットによる相談等）を子どもやその保護者に周知することを目的とする。

### 2 対象者

全国の小学校及び中学校（中等教育学校（前期課程）、義務教育学校及び特別支援学校（小学部及び中学部）を含む。以下「学校等」という。）の児童・生徒全員

### 3 実施機関

法務局・地方法務局（以下「法務局」という。）及び都道府県人権擁護委員連合会（以下「都道府県連合会」という。）

### 4 実施期間

令和3年4月1日から翌年3月末日まで

### 5 実施方法

(1) 法務省人権擁護局（以下「人権擁護局」という。）が行うもの

ア 本事業の実施に当たり、文部科学省を通じ、都道府県・政令指定都市教育委員会、都道府県私立学校担当部局、附属小・中学校を置く国立大学法人、附属小・中学校を置く公立大学法人及び義務教育諸学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担

当課に対して協力を要請する。

イ 5月下旬から7月中旬にかけて、発送業者を介して、法務局が指定する場所に製作者が製作したミニレターを送付する。

(2) 法務局が行うもの

ア (1)アの協力要請後、公立の学校を管轄する市区町村教育委員会に対して、本事業の目的及び概要を説明の上、協力を要請する。

イ 本事業の実施に当たり、学校等に対して本事業の目的及び概要を説明の上、ミニレターの児童・生徒への配布について協力を要請する。

なお、要請の際には、学級担任等にも本事業の趣旨が伝わるよう配慮する。

ウ 都道府県連合会と役割分担及び具体的実施方法等について協議の上、本事業を実施する。

エ 学校等へのミニレターの配布及び児童・生徒から送付されたミニレターへの返答は、法務局職員と人権擁護委員とが連携して行う。

オ 児童・生徒から送付されたミニレターについては、人権相談として取り扱い、相談内容の秘密を厳守する。いじめ、児童虐待等の重大な事案が疑われる場合には、人権侵犯事件として調査を開始（立件）し、必要な調査を遂げた上で適切な措置を講ずる。

なお、管下支局管轄区域内の児童・生徒から送付されたミニレターについては、当該支局の職員及び人権擁護委員において対応するよう指示して差し支えない。

カ 都道府県連合会と連携し、学校等へのミニレターの配布枚数及び児童・生徒から送付されたミニレターの通数を、四半期ごとに別紙様式に記入の上、各四半期の末月の翌月10日までに、共有ファイルサーバー（¥調査救済事務¥全管区共通¥令和3年度子どもの人権SOSミニレター事業実施結果報告）に格納する。また、毎月のミニレターへの対応結果については、人権擁護事務支援システムにより所定の項目を入力して報告する。